

関係各位

**重要!!**

じん臓機能障害の「自立支援医療費（更生医療）」適用範囲について

じん臓機能障害の更生医療は本来の働きをなくした腎臓の代わり（じん臓機能障害に対する人工透析療法・じん臓移植術・じん臓移植術後の抗免疫療法など）

を提供するものです。したがって、**原疾患や合併症の治療に必要な薬剤は更生医療給付対象外です。**

**原疾患：**糖尿病性腎症・嚢胞腎・SLE など     **合併症：**骨粗鬆症・皮膚掻痒症・腰痛・貧血・水分電解質異常・高血圧・二次性副甲状腺機能亢進症など

（※以前より御使用頂いております「自立支援医療（更生医療）意見書」裏面にも同様の注意事項を記載しておりますので再度御確認ください。）

**☆給付対象外である投薬代を更生医療で請求されている医療機関がありますので、再度御確認をお願いいたします。**

＜更生医療を適用できるものの例＞

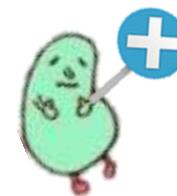
- ①血液透析 ②腹膜透析 ③シャント設置（形成術）
- ④腹膜透析用カテーテル装着（設置術）
- ⑤シャント部分の炎症、血栓に対する治療
- ⑥じん臓移植術 ⑦じん臓移植術後の抗免疫療法
- ⑧じん臓移植術後、移植じん臓不適合のためのじん臓摘出術



※投薬／注射代の対象…腹膜透析液、抗免疫療法薬剤、シャントトラブル時の治療薬（抗生剤、血栓溶解剤）など透析療法に直結するもの

＜更生医療の適用とならないものの例＞

・左記以外のもの



※じん臓機能障害となった  
原疾患及び合併症のための  
検査、処置、投薬代及びそれに伴う処方箋料等

## 【お願い】

★これまで医療保険（特定疾病制度含む）等請求分の医療費も併せて更生医療で請求をされていた場合、適正な請求を行うことで、受給者の窓口での一時的な負担額が増えることがあります。各医療機関にて受給者へご説明を頂きますようお願い申し上げます。

★更生医療給付対象外の治療費については、他制度にて請求可能な場合があります。それぞれの担当機関にお問い合わせを頂き、適正な請求に御協力頂きますようお願い申し上げます。

＜裏面に各制度の問い合わせ先（参考）を記載しています。＞

更生医療の医学的な判定については  
熊本市障がい者福祉相談所

096-362-6500

更生医療担当 まで

## <各制度の問い合わせ先>

●自立支援医療費（更生医療） . . . . . 障がい保健福祉課 096-328-2519

※申請方法等についてのお尋ねは、各管轄区役所福祉課まで

- ・中央区福祉課 096-328-2311
- ・東区福祉課 096-367-9127
- ・西区福祉課 096-329-5403
- ・南区福祉課 096-357-4129
- ・北区福祉課 096-272-1118

●重度心身障害者（児）医療費助成制度 . . . . . 障がい保健福祉課 096-328-2519

※申請方法等についてのお尋ねは、各管轄区役所福祉課まで

（連絡先は上記参照）

●長期高額療養費（特定疾病） . . . . . 国保年金課 096-328-2290

※申請方法等についてのお尋ねは、各管轄区役所区民課まで

- ・中央区区民課 096-328-2278
- ・東区区民課 096-367-9125
- ・西区区民課 096-329-1198
- ・南区区民課 096-357-4128
- ・北区区民課 096-272-6905

●医療費請求やレセプトの記入について . . . . . 各保険者へお問い合わせください

- ・熊本県国民健康保険団体連合会 医科審査課 096-365-1383
- ・社会保険診療報酬支払基金 (ダイヤルイン番号)096-364-0316
- (代表) 096-364-0105

※担当の内線番号が不明な場合、ダイヤル番号が繋がらない場合は、代表番号におかけください。

